

## 議案第271号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

| 損 害 賠 償 の 相 手 方                  | 損 害 賠 償 額   |
|----------------------------------|-------------|
| 福岡市中央区赤坂一丁目14番37号1F<br>株式会社 OODA | 13,564,106円 |

## 2 事件の概要

令和5年4月19日午後8時頃、市内東区香椎駅前一丁目地内の下水道管が油脂の付着により閉塞していたため、当該下水道管に流入してきた下水が同区香椎駅前一丁目10番5号所在の相手方株式会社OODAが経営する美容院の床下の排水管から溢水し、当該美容院の床下が浸水して損害が生じたものである。